東日本高速道路株式会社
令和９・１０年度
競争参加資格審査受付のご案内
【調査等】

東日本高速道路株式会社

あなたに、ベスト・ウェイ。

NEXCO 東日本

目次

第１編 令和９・１０年度競争参加資格審査について 2

1. **競争参加資格審査について** *2*

2. **令和９・１０年度競争参加資格について** *2*

3. **資格審査の申請ができない方** *2*

第２編 定期受付 3

1. **定期受付とは** *3*

2. **定期受付の申請方法** *3*

3. **インターネット方式で対応していない申請** *3*

第３編 随時受付 4

1. **随時受付とは** *4*

2. **随時受付の留意事項** *5*

3. **申請書作成にあたって** *5*

4. **随時受付の申請先** *7*

5. **申請に必要な書類と注意点** *7*

（1） 法人・個人事業者、事業協同組合の申請方法 7

（2） 合併等により設立された会社の申請方法 15

（3） その他の申請方法 20

第４編 その他留意事項 21

申請書記載の内容に変更が生じた場合について *21*

第１編　令和９・１０年度競争参加資格審査について

1. 競争参加資格審査について

◆　当社の事業は公共性の高い事業であることから、入札・契約の手続については公平性・透明性の確保が必要です。

◆　当社が発注する調査等はその内容が多岐に渡っており、業務等の規模・内容に応じて、多数の設計業者等の中から確実な履行能力を有する競争参加者を公正かつ効率的に選定するため、競争参加資格審査を行っています。

◆　当社の競争参加資格審査の詳細は、ホームページ（https://www.e-nexco.co.jp/bids/stipulation/）にて公表している「令和９・１０年度工事等の競争参加資格審査事務処理要領」をご確認ください。

2. 令和９・１０年度競争参加資格について

◆　令和９・１０年度において、当社が発注する調査等の入札手続に参加を希望される方は、あらかじめ『令和９・１０年度競争参加資格審査』の申請を行い、認定を受けている必要があります。

◆　認定された資格の取下げは、申請者の自由です。ただし、当該取消の日から令和１１年３月31日までの間、当該者の同工種における再度の審査及び認定は行いませんので、ご注意ください。
※合併や分割等の手続きを伴う場合は、この限りではありません。

◆　認定通知書の発行及び通知は行っておりませんので、競争参加資格の登録状況・業者コードは、当社ホームページ『有資格者名簿（情報検索システム）』よりご確認ください。
（https://www.e-nexco.co.jp/bids/quarification/search_service）

3.　資格審査の申請ができない方

次の欠格要件に該当する方は、申請書類を提出できません。申請書類を提出いただいても、資格認定いたしません。

«欠格要件»

◆次の各号の一に該当すると認められ、その事実が明らかになった日から２年を経過していない者。

一　契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした個人又は法人（当該行為をした法人のほか、当該個人に対する使用者責任を負う法人を含む。以下、本項において同じ。）

二　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した個人又は法人

三　落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた個人又は法人

四　監督又は検査の実施に当たり社員の職務の執行を妨げた個人又は法人

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかった個人又は法人

六　会社に提出した書類に虚偽の記載をした個人又は法人

七　その他会社に著しい損害を与えた個人又は法人

八　前各号の一に該当する個人又は法人を、その該当する事実のあった日から２年以内に、会社との契約において使用した個人又は法人

◆次の各号の一に該当する者。

一　会社と重大な利害の対立があり、かつその態様からみて契約の相手方として不適当であると認められる個人又は法人

二　前号又は前項各号の一に該当する個人又は法人を、会社との契約において使用しようとする個人又は法人（当該行為をしようとする法人のほか、当該個人に対する使用者責任を負う法人を含む。）

◆申請書類または資格審査申請用データの重要な事項について虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった者。

◆競争参加資格審査申請に伴う「不正行為等防止約款」に同意しない者

◆競争参加資格審査申請書類の内容に同意しない者

◆営業に関し、法令上必要な資格を有していない者。

第２編　定期受付

1. 定期受付とは

◆ 定期受付とは、令和９年４月１日から有効となる競争参加資格の認定を行うため、一定の期間を設け、その期間中に申請を受け付けることをいいます。（定期受付期間後の申請については「第３編　随時受付」を参照してください）

◆ 申請方法は原則、インターネット方式による申請受付をします。（インターネット方式で対応していない申請については、本編の「３．インターネット方式で対応していない申請」を参照してください。）

受付方法	受付期間等
インターネット方式	【パスワード発行申請受付期間】 ※インターネット申請前に必ずパスワード申請を行ってください。 令和８年 11 月２日（月）～令和８年 12 月 28 日（月） 【納税証明書の送信】 令和８年 11 月２日（月）～令和９年１月 15 日（金） 【申請書データ受付期間】 令和８年 12 月１日（火）～令和９年１月 15 日（金） 【認定日】 令和９年４月１日（木）

2. 定期受付の申請方法

インターネット一元受付専用ホームページから申請をしてください。

インターネット一元受付専用ホームページ URL	
調査等	https://www.pqrc.mlit.go.jp
手引き	https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html

お問合せ先：一元受付ヘルプデスク
【電話番号】 092-401-6640（調査等） 【開設期間】 令和８年 11 月２日(月) ～ 令和９年１月 15 日(金) 【受付時間】 ９：00～17：00 （ただし土日、祝日及び年末年始（12 月 29 日（火）～1 月３日（日）を除く。）

3. インターネット方式で対応していない申請

次のいずれかに該当する場合は、インターネット方式を利用することはできません。当社に資格申請を行う場合は申請書類を当社専用メール（shikaku_uketsuke@e-nexco.co.jp）宛て送付してください。

なお、申請書類については「第３編　随時受付」を参照してください。

◆ 合併等により新たに設立された会社等で、新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く。）

◆ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再審査を受けていない場合

◆ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再審査を受けていない場合

第３編　随時受付

１．随時受付とは

◆　随時受付とは、定期受付期間終了後に受付を開始し、令和９年 5 月から原則毎月 1 回、認定手続きを実施することをいいます。原則として、毎月 15 日までに受領した申請は翌月１日に認定します。

◆　随時受付の最初の認定日は、令和９年５月６日（木）の予定です。

受付方法	受付期間等
電子メール方式	【受付期間】 令和９年２月１日（月）～令和 10 年 12 月 15 日（金） ※令和 10 年 12 月 15 日（金）までに当社が受領し、かつ、書類の不備がないものに限ります。 【認定日】 令和９年２月１日（月）～令和９年４月 15 日（木）までに受領した申請は、審査のうえ下記の認定日とします。 ⇒ 令和９年５月６日（木）認定（予定） 以降、毎月 15 日までに受領した申請は、審査のうえ翌月１日に認定します。 （例）令和９年４月 16 日（水）～令和９年５月 15 日（土）までの受領書類 ⇒令和９年６月１日（火）認定（予定）

※現在公告中の案件に参加するために、至急競争参加資格の認定が必要な場合や、上記の随時受付の受付期間後に、入札参加希望のための新規認定や合併等による再認定が必要な方については、別途対応させていただく場合がございます。下記の確認事項をご用意のうえ、お問い合わせいただきますようお願いいたします。

【問い合わせに必要な確認事項】
①参加を希望する入札案件名及び入札公告日
②令和９・１０年度競争参加資格審査申請書の提出可能日

お問合せ先
東日本高速道路株式会社 総務･経理本部　経理財務部　調達企画課（資格審査担当） ◆　E-mail：shikaku_uketsuke@e-nexco.co.jp （お急ぎでない場合は、E-mail　でお問い合わせください。） ◆　TEL：03-3506-0214（直通） （受付時間　平日９：00～12：00、13：00～17：00）

2. 随時受付の留意事項

◆ 随時受付は、原則として、電子メールでの申請受付とします。申請先は下記４.に記載のとおりです。

◆ 随時受付で申請をされる方は、認定期間内、必ず申請書類一式の写しを保管しておいてください。

◆ 申請書を受領した旨の返信は行いません。

◆ 申請書類及び添付書類に記載されている事項については、競争参加資格の認定に使用する以外、申請者に無断で使用することはありません。ただし、申請書（様式 3-1）に記載されたメールアドレス宛てに入札指名通知やその他の連絡を行うことがありますので、その旨ご了承ください。

3. 申請書作成にあたって

◆ 申請の際には、当社専用の様式を使用してください。※申請書への押印は不要です。

【申請書類の入手方法】
NEXCO 東日本のホームページから申請書類をダウンロードしてください。 https://www.e-nexco.co.jp/bids/quarification/r9r101.html

◆ 申請書の記載事項の基準日は、競争参加資格審査の申請をしようとする日の直前の事業年度終了日（ただし、「営業所一覧表」については申請日現在）とします。

◆ 行政書士等が申請者に代わって申請する場合は、必ず委任状を添付のうえ、申請してください。

◆ 株式会社等、法人の種類は下記の略号を使用してください。

略号	種類	略号	種類	略号	種類
（株）	株式会社	（名）	合名会社	（企）	企業組合
（有）	有限会社	（同）	協同組合	（合）	合同会社
（資）	合資会社	（業）	協業組合	（責）	有限責任事業組合
（一財）	一般財団法人	（一社）	一般社団法人	（公財）	公益財団法人
（公社）	公益社団法人	（特財）	特例財団法人	（特社）	特例社団法人

◆ 申請書に用いる文字はＪＩＳ第一水準・第二水準に規定されているものとし、それ以外の漢字については、類似漢字若しくは仮名に書き換えてください。

◆ 下記の業種区分（業務内容）について、資格登録を申請する場合には、下記の登録証明書を提出してください。

申請を希望する業種区分	必要な登録証明書
測量	測量業者登録証明書（申請書提出時から３ヶ月以内のもの）
建築設計	建築士事務所登録証明書（申請書提出時から３ヶ月以内のもの）

◆ 申請者が測量法に基づく測量業者の登録を受けた者で、測量法第 55 条の８の規定に基づく書類（財務に関する報告書）を提出し「建設関連業の登録業者に関する情報提供システム」に登録がある場合、又は申請者が建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程、補償コンサルタント登録規程の登録業者で、各登録規程による現況報告書を提出し「建設関連業者閲覧システム」に登録がある場合、「様式 3-5（営業所一覧表）」、登記事項証明書の写し及び財務諸表類の写しの提出を省略できます。

なお、「建設関連業の登録業者に関する情報提供システム」又は「建設関連業者閲覧システム」に情報が登録されていても、登録情報と申請内容が一致しない場合や、登録情報が確認できない場合には、「様式 3-5（営業所一覧表）」、登記事項証明書の写し及び財務諸表類の写しを求めることがあります。

◆ 財務諸表類は、申請日直前の事業年度分の財務諸表（１年分）を提出してください。

申請者種別	提出書類
法人	貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類又は株主資本等変動計算書
個人	貸借対照表、損益計算書

◆ 納税証明書の写しは、申請をする日の３ヶ月以内の日付のものでなければなりません。また、未納税額の記載がある場合には、納税済みを証明する領収書等を添付してください。

申請者種別	提出書類
法人	「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことの証明書 （国税通則法施行規則別紙第９号書式その２及びその３またはその３の３）
個人	「申告所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことの証明書 （国税通則法施行規則別紙第９号書式その２及びその３またはその３の２）

【納税証明書その２】※今回から提出が必須となります。

国税通則法施行規則別紙第９号書式その２を１枚（写し）提出してください。

納税申告義務がなく、別紙第９号書式その２が発行されない場合は、「申出書」及び提出義務がないことを示す書類（新設法人の場合は登記事項証明書等）を提出してください。

様式・申出書	証明の内容	個人	法人
国税通則法施行規則別紙第９号書式その２	「申告所得税及び復興特別所得税（個人の場合）」「法人税（法人の場合）」についての所得金額の証明	◎	◎
法人税の申告に関する申出書【様式11-1】及び提出義務がないことを示す書類	新設法人等の理由により、「別紙第９号書式その２」が取得できない場合に提出		△
所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書【様式11-2】及び提出義務がないことを示す書類	納付すべき税額がない等の理由により、「別紙第９号書式その２」が取得できない場合に提出	△	

【納税証明書その３】

次の様式のうち、いずれか１枚（写し）を提出してください。

様式	証明の内容	個人	法人
国税通則法施行規則別紙第９号書式その３の２	「申告所得税及び復興特別所得税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書	◎	
国税通則法施行規則別紙第９号書式その３の３	「法人税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書		◎
国税通則法施行規則別紙第９号書式その３	未納の税額（申告所得税及び復興特別所得税（個人の場合）、法人税（法人の場合）、消費税及び地方消費税）のないことの証明書	○	○

※可能な限り「◎」の付いた証明書を提出してください。

※ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、

それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を提出してください。

4. 随時受付の申請先

◆ 随時受付の申請先は、以下のとおりです。

東日本高速道路株式会社　総務・経理本部　経理財務部　調達企画課（資格審査担当）
■申請受付メールアドレス：shikaku_uketsuke@e-nexco.co.jp
※申請時のメールの件名には『令和９・１０年度資格審査申請』と記載してください。
※申請書類は PDF 形式で 1 つのファイルにまとめてください。
※添付書類のデータサイズが 15MB を超える場合、受付側でメールを受信できません。
15MB を超える場合は、添付書類を複数メールに分けて提出してください。

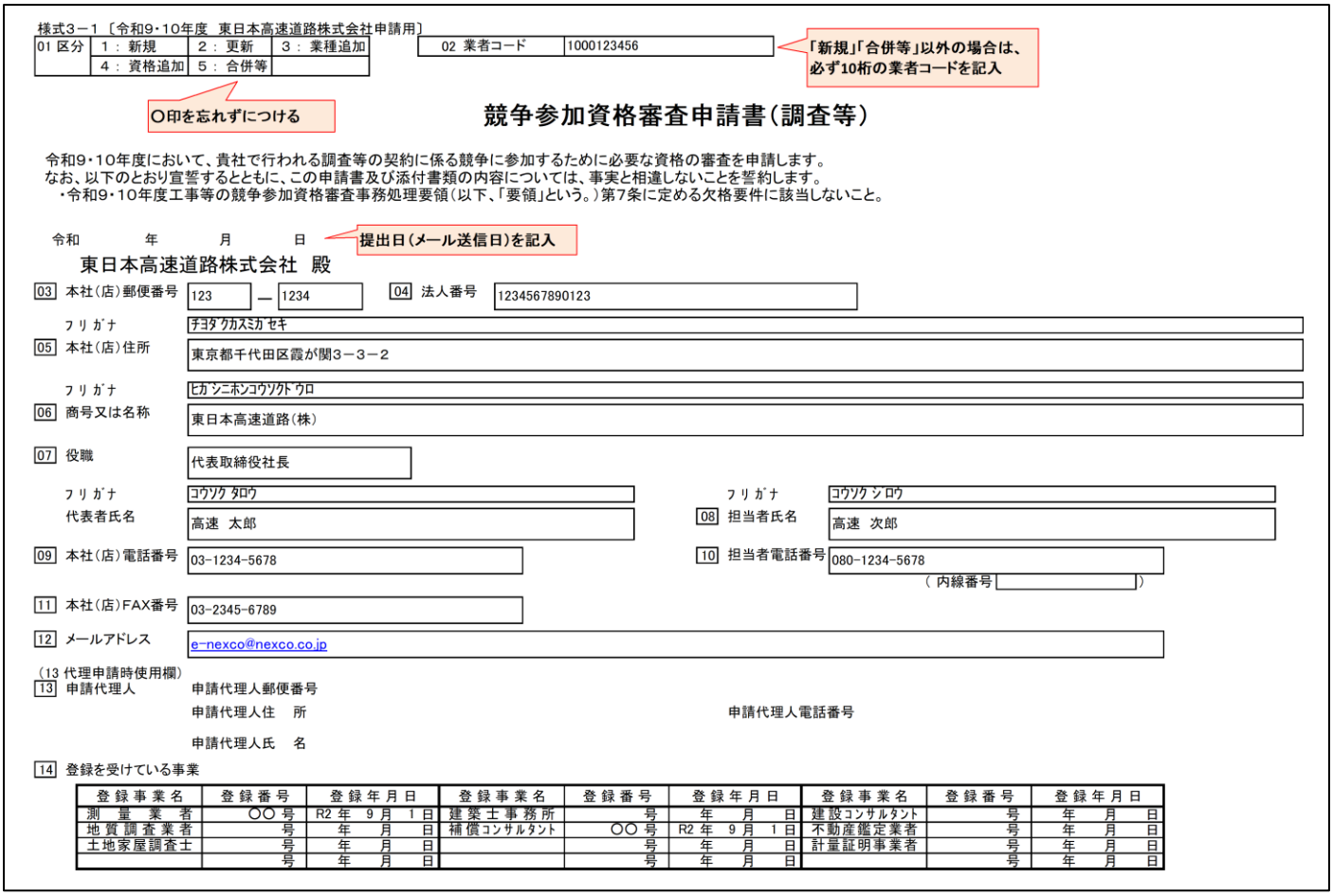
5. 申請に必要な書類と注意点

（1）法人・個人事業者、事業協同組合の申請方法

書　類		備　考
①	競争参加資格審査申請書（調査等）【様式 3-1、3-2、3-3、3-4、3-5】	
②	営業に関し法令上必要な資格の登録証明書の写し	
③	登記事項証明書の写し（法人の申請の場合のみ）	
④	納税証明書の写し	
⑤	財務諸表類	
⑥	委任状【様式 8】	行政書士等が代理申請を行う場合のみ

※上記の順に PDF 形式で 1 つのファイルにまとめてください。

◆ 様式 3-1 の記載に関する補足



様式3－1〔令和9・10年度　東日本高速道路株式会社申請用〕

01 区分	1：新規	2：更新	3：業種追加
	4：資格追加	5：合併等	

02 業者コード　1000123456

「新規」「合併等」以外の場合は、必ず10桁の業者コードを記入

○印を忘れずにつける

競争参加資格審査申請書（調査等）

令和9・10年度において、貴社で行われる調査等の契約に係る競争に参加するために必要な資格の審査を申請します。
なお、以下のとおり宣誓するとともに、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。
・令和9・10年度工事等の競争参加資格審査事務処理要領（以下、「要領」という。）第7条に定める欠格要件に該当しないこと。

令和　　年　　月　　日　提出日（メール送信日）を記入

東日本高速道路株式会社　殿

03 本社（店）郵便番号　123 － 1234　　04 法人番号　1234567890123

フリガナ　ﾁﾖﾀﾞｸｶｽﾐｶｾｷ

05 本社（店）住所　東京都千代田区霞が関3－3－2

フリガナ　ﾋｶﾞｼﾆﾎﾝｺｳｿｸﾄﾞｳﾛ

06 商号又は名称　東日本高速道路（株）

07 役職　代表取締役社長

フリガナ　ｺｳｿｸ ﾀﾛｳ
代表者氏名　高速　太郎

フリガナ　ｺｳｿｸ ｼﾞﾛｳ
08 担当者氏名　高速　次郎

09 本社（店）電話番号　03-1234-5678

10 担当者電話番号　080-1234-5678　（内線番号　　）

11 本社（店）FAX番号　03-2345-6789

12 メールアドレス　e-nexco@nexco.co.jp

（13 代理申請時使用欄）
13 申請代理人　申請代理人郵便番号
申請代理人住　所　　申請代理人電話番号
申請代理人氏　名

14 登録を受けている事業

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
測量業者	○○号	R2 年 9 月 1 日	建築士事務所	号	年　月　日	建設コンサルタント	号	年　月　日
地質調査業者	号	年　月　日	補償コンサルタント	○○号	R2 年 9 月 1 日	不動産鑑定業者	号	年　月　日
土地家屋調査士	号	年　月　日		号	年　月　日	計量証明事業者	号	年　月　日
	号	年　月　日		号	年　月　日		号	年　月　日

項目		記載内容
01	区分	**下記のうち、該当する区分を選択（又は記入）してください。** 1:新規　⇒　当社（日本道路公団時代を含む）に対し資格審査申請を初めて行う場合 2:更新　⇒　過去に一度でも当社（日本道路公団時代を含む）の資格登録を行ったことがある場合 3:工種追加　⇒　登録業種を追加したい場合 4:資格追加　⇒　工事では登録済で、調査等についても登録を希望する場合 5:合併等　⇒　合併等により新たに申請を行う場合
02	業者コード	・当社ホームページの有資格者情報検索システムにて 10 桁の番号を確認し、記載してください。 ・業者コードがわからない場合は、お問い合わせください。 ※01 で『新規』『合併等』を選択した方は、記載不要です。
03	本社（店）郵便番号	本社（店）所在地の郵便番号を記載してください。
04	法人番号	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）第 58 条第 1 項又は第 2 項の規定により法人番号の指定を受けた者については、国税庁長官から通知された法人番号（13 桁）を記入してください。
05	本社（店）住所	・本社（店）所在地の住所を記載してください。なお、ビル名や階数の記載は不要です。 ・フリガナの欄は、カタカナで記載してください。 ・都道府県名については、フリガナは記載しないでください。 ・丁目、番地は、「－（ハイフン）」により省略して記載してください。

<table>
<tr><td>06</td><td>商号又は名称</td><td>・商号又は名称を記載してください。
・法人の種類を表す文字は、「（株）」のように記入してください。
・株式会社等法人の種類を表す略号については、フリガナは入力しないでください。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">07</td><td>役職</td><td>代表者の役職を記載してください。8 文字以下で記載をお願いいたします。</td></tr>
<tr><td>代表者氏名</td><td>氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は 1 文字空けてください。</td></tr>
<tr><td>08</td><td>担当者氏名</td><td>・申請者の職員のうち申請内容を把握している方（当該申請について当社からの質問に回答できる方）を必ず記入してください。
・氏名（フリガナ含む。）については、姓と名前との間は 1 文字空けてください。</td></tr>
<tr><td>09</td><td>本社（店）電話番号</td><td>・本社（店）の電話番号を記載してください。
・市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「-（ハイフン）」で区切り、（）は用いないでください。</td></tr>
<tr><td>10</td><td>担当者電話番号</td><td>・申請者の職員のうち申請内容を把握している方（当該申請についての質問に答えられる方）の電話番号を記載してください。
・市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「-（ハイフン）」で区切り、（）は用いないでください。</td></tr>
<tr><td>11</td><td>本社（店)FAX 番号</td><td>・本社（店）の FAX 番号を記載してください。
・市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「-（ハイフン）」で区切り、（）は用いないでください。</td></tr>
<tr><td>12</td><td>メールアドレス</td><td>契約を担当する部署のメールアドレスを記載してください。この欄に記載されたメールアドレス宛に入札指名通知やその他の連絡を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。</td></tr>
<tr><td>13</td><td>申請代理人</td><td>行政書士等が申請者に代わり代理で申請する場合に記載してください。</td></tr>
<tr><td>14</td><td>登録を受けている事業</td><td>次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記載してください。
<table>
<tr><td>測量業者</td><td>測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条による登録を受けている場合</td></tr>
<tr><td>建築士事務所</td><td>建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条による登録を受けている場合</td></tr>
<tr><td>建設コンサルタント</td><td>建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条による登録を受けている場合</td></tr>
<tr><td>地質調査業者</td><td>地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 2 条による登録を受けている場合</td></tr>
<tr><td>補償コンサルタント</td><td>補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示 1341 号）第 2 条による登録を受けている場合</td></tr>
<tr><td>不動産鑑定業者</td><td>不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条による登録を受けている場合</td></tr>
<tr><td>土地家屋調査士</td><td>土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 8 条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が 2 人以上所属しているときは、1 人のみについて記載する。）</td></tr>
<tr><td>計量証明事業者</td><td>計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条による登録を受けている場合</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

◆ 様式 3-2 の記載に関する補足

様式3－2〔令和9・10年度　東日本高速道路株式会社申請用〕

業者コード	1000123456	商号又は名称	東日本高速道路(株)

忘れずに記入

15　調査等実績高

① 競争参加資格 希望業種区分	② 直前２年度分決算 年 月から 年 月まで（千円）	② 直前２年度分決算 年 月から 年 月まで（千円）	③ 直前１年度分決算 年 月から 年 月まで（千円）	③ 直前１年度分決算 年 月から 年 月まで（千円）	④ 直前２ヶ年間の年間平均実績高（千円）	⑤申請希望
測量		300		600	450	○
地質・土質調査					0	
環境関連調査					0	
維持修繕調査					0	
道路設計					0	
橋梁設計					0	
トンネル設計					0	
その他土木設計					0	
建築設計					0	
施設設備設計					0	
土木施工管理					0	
補償関連業務		500		700	600	○
図面・調書作成					0	
経済調査					0	
希望しない調査等の実績高					0	
合　計	0	800	0	1300	1050	希望業種数:2

申請希望業種に○を記入

合計欄は各年度の財務諸表に記載されている「売上高」の範囲内となっているか確認

1　調査等実績高については、消費税を含まない金額を記載すること。

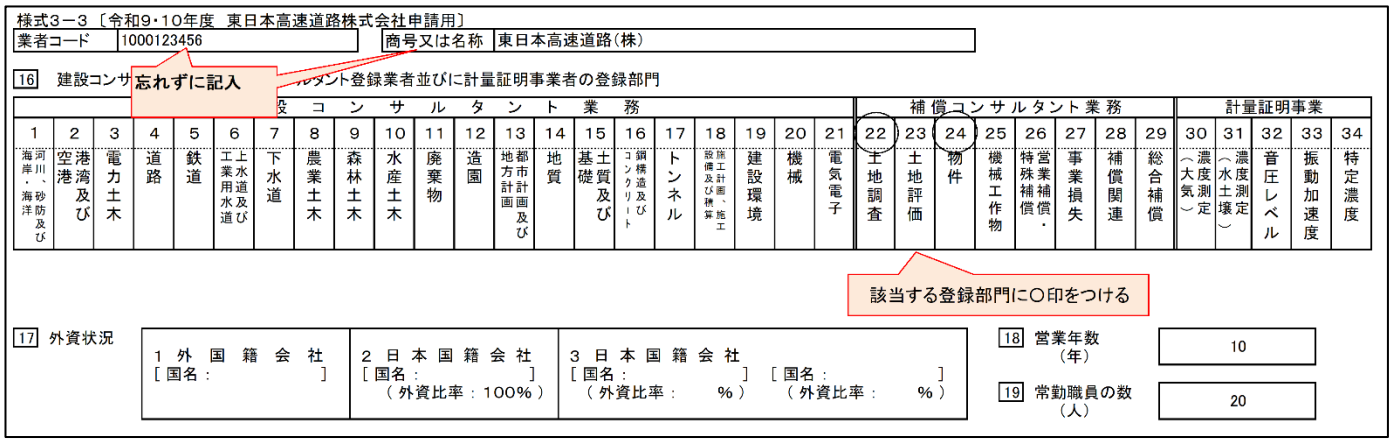
2　【申請区分が「業種追加」以外の場合】申請を希望する業種について、最右部(「⑤申請希望」欄)に「○」を記入してください。

【申請区分が「業種追加」の場合】最右部(「⑤申請希望」欄)に、既認定業種には「○」を、今回追加を希望する業種には「△」を記入してください。

項目		記載内容
15	調査等実績高	・「② 直前２年度分決算」、「③ 直前１年度分決算」及び「④ 直前２か年間の年間平均実績高」の各欄には、「① 競争参加資格希望業種区分」の各業種のうち、認定を希望する業種についてのみ記載してください。 ・測量等実績高のうち、認定を希望する業種以外の業種の実績高は「その他」の欄にその額を記載し、実績がない業種を希望する場合には「０」を記載してください。
	②直前２年度分決算	・直前１年度分決算の前の１年間の決算に基づき、業種区分ごとの実績高を記入してください。 ・決算が１事業年度１回の場合には、当該左右欄のうち右欄のみに記載してください。 ※消費税を含まない額を記入してください。

		※千円未満は四捨五入してください。 ・合計欄（最下段）は財務諸表に記載されている『売上高』を超えない範囲としてください。
	③直前１年度分決算	・審査基準日（提出された財務諸表等の決算日）において確定した決算を含む過去１年間の決算に基づき、業種区分ごとの実績高を記入してください。 ・決算が１事業年度１回の場合には、当該左右欄のうち右欄のみに記載してください。 ※消費税を含まない額を記入してください。 ※千円未満は四捨五入してください。 ・合計欄（最下段）は財務諸表に記載されている『売上高』を超えない範囲としてください。
	④直前２ヶ年間の年間平均実績高	②と③の両決算に基づき算定した年間平均実績高を右詰めで記入してください。 （両決算の合計を２で除して得た数値を記入） ※合計欄には縦の金額の合計を記入してください。 ※消費税を含まない額を記入してください。 ※千円未満は四捨五入してください。
	⑤申請希望	・申請を希望する業種区分に「○」を記入してください。 ・当該列「合計欄」には、申請を希望する業種の数（「○」印を付した数）が反映されていることをご確認ください。

◆ 様式 3-3 の記載に関する補足



項目		記載内容
16	建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者並びに計量証明事業者の登録部門	様式 3-1「15 登録を受けている事業」において、『建設コンサルタント』『補償コンサルタント』『計量証明事業』に記入がある場合には、該当する登録部門の数字部に「○」印を付してください。
17	外資状況	・外資系企業（日本国籍会社を含む）の場合に、該当する会社区分の番号（１　２　３のいずれか）に「○」印を付するとともに、［ ］内に外国名を、（ ）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載してください。 ・「２　日本国籍会社（100%）」とは 100 パーセント外国資本の会社を、「３　日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。
18	営業年数等	競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（２業種以上のときは最も早い開始日）から審査基準日（提出された財務諸表等の決算日）までの期間から、当該事業で中断

		した期間を排除した期間（１年未満の端数は、これを切り捨てる。）を右詰めで記載してください。 ※組織変更、家業相続等が行われ、かつ現企業と前企業が同一性を保持していると認められる場合は、前企業の創業時をとることができます。 ※吸収合併の場合には、存続会社の営業年数とし、新設合併の場合は消滅会社の営業年数の算術平均により得た値によるものとします。
19	常勤職員の数	・審査基準日（提出された財務諸表等の決算日）において常時雇用している役職員のうち、専ら調査等業務に従事している職員の数の合計を右詰めで記載してください。 ・工事・調査等を営んでいる者が申請する場合には、専ら工事に従事する者ははずしてカウントしてください。 ※自社の常勤役職員数のみを記載し、非常勤職員、友好・協力関係にある別企業の職員等はカウントしないでください。

◆ 様式 3-4 の記載に関する補足

様式3－4〔令和9･10年度 東日本高速道路株式会社申請用〕

業者コード	1000123456	商号又は名称	東日本高速道路(株)

忘れずに記入

20 有資格者数(人)

		資格名称	
1	技術士・総合技術監理部門	機械- 機械設計	
2		機械- 材料強度･信頼性	
3		機械- 機構ダイナミックス･制御	
4		機械- 熱･動力エネルギー機器	
5		機械- 流体機器	
6		機械- 加工･生産システム及び産業機械	
7		電気電子- 電力･エネルギーシステム	
8		電気電子- 電気応用	
9		電気電子- 電子応用	
10		電気電子- 情報通信	
11		電気電子- 電気設備	
12		建設- 土質及び基礎	
13		建設- 鋼構造及びコンクリート	
14		建設- 都市及び地方計画	
15		建設- 河川･砂防及び海岸･海洋	
16		建設- 港湾及び空港	
17		建設- 電力土木	
18		建設- 道路	
19		建設- 鉄道	
20		建設- トンネル	
21		建設- 施工計画･施工及び積算	
22		建設- 建設環境	
23		上下水道- 上水道及び工業用水道	
24		上下水道- 下水道	
25		衛生工学- 水質管理	
26		衛生工学- 廃棄物･資源循環	
27		衛生工学- 建築物環境衛生管理	
28		農業- 農業農村工学	
29		森林- 林業･林産	
30		森林- 森林土木	
31		水産- 水産土木	
32		情報工学- コンピュータ工学	
33		情報工学- ソフトウェア工学	
34		情報工学- 情報システム	
35		情報工学- 情報基盤	
36		情報工学- 上記以外	
37		応用理学- 地球物理及び地球化学	
38		応用理学- 地質	
39		環境- 環境保全計画	
40		環境- 環境測定	
41		環境- 自然環境保全	
42		環境- 環境影響評価	
43		機械部門 機械設計	
44	技術士	機械部門 材料強度･信頼性	
45		機械部門 機構ダイナミックス･制御	
46		機械部門 熱･動力エネルギー機器	
47		機械部門 流体機器	

		資格名称	人数
48	技術士	機械部門 加工･生産システム及び産業機械	
49		電気電子部門 電力･エネルギーシステム	
50		電気電子部門 電気応用	
51		電気電子部門 電子応用	
52		電気電子部門 情報通信	
53		電気電子部門 電気設備	
54		建設部門 土質及び基礎	
55		建設部門 鋼構造及びコンクリート	
56		建設部門 都市及び地方計画	
57		建設部門 河川･砂防及び海岸･海洋	
58		建設部門 港湾及び空港	
59		建設部門 電力土木	
60		建設部門 道路	
61		建設部門 鉄道	
62		建設部門 トンネル	
63		建設部門 施工計画･施工及び積算	
64		建設部門 建設環境	
65		上下水道部門 上水道及び工業用水道	
66		上下水道部門 下水道	
67		衛生工学部門 水質管理	
68		衛生工学部門 廃棄物･資源循環	
69		衛生工学部門 建築物環境衛生管理	
70		農業部門 農業農村工学	
71		森林部門 林業･林産	
72		森林部門 森林土木	
73		水産部門 水産土木	
74		情報工学部門 コンピュータ工学	
75		情報工学部門 ソフトウェア工学	
76		情報工学部門 情報システム	
77		情報工学部門 情報基盤	
78		情報工学部門 上記以外	
79		応用理学部門 地球物理及び地球化学	
80		応用理学部門 地質	
81		環境部門 環境保全計画	
82		環境部門 環境測定	
83		環境部門 自然環境保全	
84		環境部門 環境影響評価	
85	一級土木施工管理技士		
86	二級土木施工管理技士		
87	一級建築施工管理技士		
88	一級造園施工管理技士		
89	一級電気工事施工管理技士		
90	一級管工事施工管理技士		
91	一級電気通信工事施工管理技士		
92	第一種電気主任技術者		
93	第二種電気主任技術者		
94	第三種電気主任技術者		

	資格名称	人数
95	電気工事士･第一種	
96	APECエンジニア	
97	RCCM 河川･砂防及び海岸･海洋部門	
98	RCCM 港湾及び空港部門	
99	RCCM 電力土木部門	
100	RCCM 道路部門	
101	RCCM 鉄道部門	
102	RCCM 上水道及び工業用水道部門	
103	RCCM 下水道部門	
104	RCCM 農業土木部門	
105	RCCM 森林土木部門	
106	RCCM 造園部門	
107	RCCM 都市計画及び地方計画部門	
108	RCCM 地質部門	
109	RCCM 土質及び基礎部門	
110	RCCM 鋼構造及びコンクリート部門	
111	RCCM トンネル部門	
112	RCCM 施工計画･施工設備及び積算部門	
113	RCCM 建設環境部門	
114	RCCM 機械部門	
115	RCCM 水産土木部門	
116	RCCM 電気電子部門	
117	RCCM 廃棄物部門	
118	RCCM 建設情報部門	
119	測量士	5
120	測量士補	
121	一級建築士 ※1	
122	構造設計一級建築士	
123	設備設計一級建築士	
124	二級建築士	
125	建築設備士(建築設備資格者)	
126	建築積算士(建築積算資格者)	
127	環境計量士	
128	環境計量士(濃度関係)	
129	環境計量士(騒音･振動関係)	
130	不動産鑑定士	
131	不動産鑑定士補	
132	土地家屋調査士	
133	司法書士	
134	地質調査技士	
135	補償業務管理士 土地調査部門	3
136	補償業務管理士 土地評価部門	
137	補償業務管理士 物件部門	
138	補償業務管理士 機械工作物部門	
139	補償業務管理士 営業補償･特殊補償部門	
140	補償業務管理士 事業損失部門	
141	補償業務管理士 補償関連部門	
142	補償業務管理士 総合補償部門	

	資格名称	人数
143	公共用地経験者	
144	伝送交換主任技術者	
145	第二種伝送交換主任技術者(注:旧資格)	
146	線路主任技術者	
147	第一級CATV技術者	
148	第二級CATV技術者	
149	第一級総合無線通信士	
150	第二級総合無線通信士	
151	第一級陸上無線技術士	
152	第二級陸上無線技術士	
153	浄化槽技術管理者	
154	気象予報士	
155	エネルギー管理士	
156	システム監査技術者	
157	システムアーキテクト	
158	プロジェクトマネージャー	
159	ITストラテジスト	
160	ITサービスマネージャー	
161	データベーススペシャリスト	
162	ネットワークスペシャリスト	
163	エンベデットシステムスペシャリスト	
164	情報処理安全確保支援士	
165	JH又はNEXCO管理員資格B 土木	
166	JH又はNEXCO管理員資格B 建築	
167	JH又はNEXCO管理員資格B 機械	
168	JH又はNEXCO管理員資格B 電気	
169	JH又はNEXCO管理員資格B 通信	
170	JH又はNEXCO管理員資格B 造園	
171	JH又はNEXCO管理員資格C 土木	
172	JH又はNEXCO管理員資格C 建築	
173	JH又はNEXCO管理員資格C 機械	
174	JH又はNEXCO管理員資格C 電気	
175	JH又はNEXCO管理員資格C 通信	
176	JH又はNEXCO管理員資格C 造園	
177	(財)高速道路調査会上級講習修了 土木	
178	(財)高速道路調査会上級講習修了 建築	
179	(財)高速道路調査会上級講習修了 機械	
180	(財)高速道路調査会上級講習修了 電気	
181	(財)高速道路調査会上級講習修了 通信	
182	(財)高速道路調査会上級講習修了 造園	
183	(財)高速道路調査会中級講習修了 土木	
184	(財)高速道路調査会中級講習修了 建築	
185	(財)高速道路調査会中級講習修了 機械	
186	(財)高速道路調査会中級講習修了 電気	
187	(財)高速道路調査会中級講習修了 通信	
188	(財)高速道路調査会中級講習修了 造園	
189	土木学会 特別上級技術者	
190	土木学会 上級技術者	
	合 計	8

※1 一級建築士は、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けている者を除く。

1） １級・２級、士・士補、B･C、上級・中級、特別上級・上級の同資格を有している場合は、上位の等級のみ計上してください。

◆ 様式 3-5 の記載に関する補足

様式３－５〔令和9・10年度　東日本高速道路株式会社申請用〕

業者コード	1000123456	商号又は名称	東日本高速道路(株)

忘れずに記入

営　業　所　一　覧　表

番号	営業所名称	郵便番号	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
1	本社	100－8979	東京都千代田区霞が関3-3-2	03-1234-5678	03-2345-6789
2	▲▲営業所	234－5678	○○県○○市○○1-2-13-302	000-123-5678	
		－			
		－			
		－			
		－			
		－			
		－			
		－			
		－			
		－			
		－			
		－			

建物名や階数は不要
部屋番号がある場合には、ハイフンで記入

記載要領
1　本表は、申請日現在で作成すること。
2　「営業所名称」欄には、常時契約を締結する本店又は支店等営業所の名称を記載すること。
3　「所在地」欄には、営業所の所在地を上段から左詰めで記載すること。
4　「電話番号」欄及び「FAX番号」欄には市外局番、市内局番及び番号を、「－（ハイフン）」で区切り記載すること。

1）申請日現在の状況で作成してください。

2）「番号」欄には「1」から連番で記載し、1 枚で終わらない場合は、同一の様式を用いて複数枚作成してください。

3）ビル名や階数の記載は不要です。部屋番号がある場合には、番地の後にハイフンで記入してください。

4）本様式は、本店以外の支店等営業所がない場合も提出してください。

（測量法に基づく測量業者の登録を受けた者で、測量法第 55 条の８の規定に基づく書類（財務に関する報告書）を提出し「建設関連業の登録業者に関する情報提供システム」に登録がある場合、又は申請者が建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程、補償コンサルタント登録規程の登録業者で、各登録規程による現況報告書を提出し「建設関連業者閲覧システム」に登録がある場合、本様式の提出を省略できます。）

（2）合併等により設立された会社の申請方法

◆ 合併、事業譲渡及び会社分割により新たに設立された会社の種類

1） 合併

合併により新たに会社が設立された場合における新設会社または、合併によりその一方が存続した場合における存続会社

2） 事業譲渡

① 親会社が、その事業（建設業。以下「事業」という）の全部または一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該事業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該事業部門の事業活動が廃止され、または休止された場合における子会社

② 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の事業の全部または一部を譲り受けたことにより当該事業を譲渡した会社の当該事業部門の事業活動が廃止され、または休止された場合における新設会社

③ 既存の会社がほかの会社から事業の全部または一部を譲り受けたことにより当該事業を譲渡した会社の当該事業部門の事業活動が廃止され、または休止された場合における当該事業を承継した会社

3） 会社分割

事業（建設業）の全部または一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該事業部門の事業活動が廃止され、または休止された場合における当該事業を承継した会社

◆ 申請に必要な書類

1） 合併の場合

書　類		備　考
①	競争参加資格承継申請書【様式５】	合併新設（存続）会社分のみ ※②~⑦同様
②	競争参加資格審査申請書（調査等）【様式 3-1、3-2、3-3、3-4、3-5】	
③	営業に関し法令上必要な資格の登録証明書の写し	
④	登記事項証明書の写し	法人の申請の場合のみ
⑤	納税証明書の写し	
⑥	合併契約書の写し	
⑦	財務諸表類	
⑧	委任状【様式 8】	行政書士等が代理申請を行う場合のみ

※上記の順に PDF 形式で 1 つのファイルにまとめてください。

2） 事業譲渡の場合

書　類		備　考
①	競争参加資格承継申請書【様式５】	譲受会社分のみ
②	競争参加資格審査申請書（調査等）【様式 3-1、3-2、3-3、3-4、3-5】	譲渡会社及び譲受会社の両者分
③	営業に関し法令上必要な資格の登録証明書の写し	譲受会社分のみ
④	事業譲渡後の登記事項証明書の写し	譲受会社分のみ ※法人の申請の場合のみ提出
⑤	納税証明書の写し	譲受会社分のみ
⑥	事業譲渡契約書の写し	
⑦	財務諸表類	譲受会社分のみ
⑧	委任状【様式 8】	行政書士等が代理申請を行う場合のみ

※上記の順に PDF 形式で 1 つのファイルにまとめてください。

3） 会社分割の場合

書 類		備 考
①	競争参加資格承継申請書【様式５】	分割受会社分のみ
②	競争参加資格審査申請書（調査等） 【様式 3-1、3-2、3-3、3-4、3-5】	分割渡会社及び分割受会社の両者分
③	営業に関し法令上必要な資格の登録証明書の写し	分割受会社分のみ
④	会社分割後の登記事項証明書の写し	分割受会社分のみ
⑤	納税証明書の写し	分割受会社分のみ
⑥	会社分割契約書の写し	
⑦	財務諸表類	分割受会社分のみ
⑧	委任状【様式 8】	行政書士等が代理申請を行う場合のみ

※上記の順に PDF 形式で 1 つのファイルにまとめてください。

◆ 様式５の記載に関する補足

1）合併の場合

様式5〔令和9･10年度　東日本高速道路株式会社申請用（合併用）〕

合併に伴う競争参加資格承継申請書【調査等】

提出日（メール送信日）を記入　　令和　　年　　月　　日

東日本高速道路株式会社　殿

【合併後会社】
（住所）
（商号）
（代表者）

令和　　年　　月　　日　　付をもって、 △△株式会社 は、 □□株式会社 と合併し、権利義務の一切を承継しましたので、競争参加資格の承継について申請します。

記

1. 合併前会社

	業者コード	商号又は名称
存続会社	1234567890	△△株式会社
解散会社	2345678901	□□株式会社

2. 合併の理由

3. 申請に伴う提出書類

令和9･10年度工事等の競争参加資格審査事務処理要領第13条に指定のあるとおり

2）事業譲渡の場合

様式5〔令和9･10年度　東日本高速道路株式会社申請用(事業譲渡用)〕

(一部)事業譲渡に伴う競争参加資格承継申請書【調査等】

提出日(メール送信日)を記入　令和　年　月　日

東日本高速道路株式会社　殿

【譲受会社】
(住所)
(商号)
(代表者)

令和　年　月　日　付をもって、△△株式会社　は、〇〇株式会社　に一部事業譲渡　し、権利義務の一切を承継しましたので、競争参加資格の承継について申請します。

記

1. 譲渡前会社

	業者コード	商号又は名称
譲渡会社	1234567890	△△株式会社
譲受会社	2345678901	〇〇株式会社

2. 事業譲渡の理由

3. 申請に伴う提出書類

令和9･10年度工事等の競争参加資格審査事務処理要領第14条に指定のあるとおり

4. 承継を希望する認定業種

〇	測量
	地質･土質調査
	環境関連調査
	維持修繕調査
〇	道路設計
	橋梁設計
	トンネル設計
	その他土木設計
	建築設計
	施設設備設計
	土木施工管理
	補償関連業務
	図面･調書作成
	経済調査

譲渡会社が有している業種のうち、承継を希望するものに〇印をつけてください。
(全工種を承継する場合は、全てに〇印)

3）会社分割の場合

様式5〔令和9・10年度　東日本高速道路株式会社申請用（会社分割用）〕

会社分割に伴う競争参加資格承継申請書【調査等】

提出日（メール送信日）を記入　令和　年　月　日

東日本高速道路株式会社　殿

【分割後会社】
（住所）
（商号）
（代表者）

令和　年　月　日　付をもって、△△株式会社 は、〇〇株式会社 に会社分割し、権利義務の一切を承継しましたので、競争参加資格の承継について申請します。

記

1. 分割前会社

	業者コード	商号又は名称
分割渡会社	1234567890	△△株式会社
分割受会社	2345678901	〇〇株式会社

2. 会社分割の理由

3. 申請に伴う提出書類

令和9・10年度工事等の競争参加資格審査事務処理要領第14条に指定のあるとおり

4. 承継を希望する認定業種

〇	測量
	地質・土質調査
	環境関連調査
	維持修繕調査
	道路設計
〇	橋梁設計
	トンネル設計
	その他土木設計
	建築設計
	施設設備設計
	土木施工管理
	補償関連業務
	図面・調書作成
	経済調査

譲渡会社が有している業種のうち、承継を希望するものに〇印をつけてください。
（全工種を承継する場合は、全てに〇印）

資格認定後の業種区分追加の申請方法

◆ 令和９・１０年度の競争参加資格の認定を受けた後（既申請について認定を受けるまでは申請できません）、新たに認定業種区分の追加を希望する方は、業種区分追加の申請を行ってください。

◆ 令和９・１０年度の競争参加資格の認定業種区分の追加申請の受付は令和９年４月１日からとなります。

◆ 申請に必要な書類

書　類		備　考
①	競争参加資格審査申請書（調査等）【様式 3-1、3-2、3-3、3-4、3-5】	
②	営業に関し法令上必要な資格の登録証明書の写し	追加する業種区分に該当する場合のみ
③	委任状【様式 8】	行政書士等が代理申請を行う場合のみ

◆ 申請する際の注意点

・【様式 3-2】の「⑤申請希望」欄には、既認定業種区分に○印、今回追加を希望する業種区分に△印を記載し、当該列「合計欄」には、既認定業種を含め申請を希望する業種の数（「○」印及び「△」印を付した数の合計）が反映されていることをご確認ください。

※既認定業種について不明な場合は、当社ホームページ『有資格者名簿（情報検索システム）』よりご確認ください。（https://www.e-nexco.co.jp/bids/quarification/search_service）

（3）その他の申請方法

上記以外の申請については、以下の宛先までお問い合わせください。

お問合せ先
東日本高速道路株式会社 総務・経理本部　経理財務部　調達企画課（資格審査担当） ◆ E-mail：shikaku_uketsuke@e-nexco.co.jp （お急ぎでない場合は、E-mail　でお問い合わせください。） ◆ TEL：03-3506-0214（直通） （受付時間　平日９：00～12：00、13：00～17：00）

第４編　その他留意事項

申請書記載の内容に変更が生じた場合について

◆競争参加資格審査の申請及び認定後、以下①～③に当てはまる場合は、変更届（様式 10）をご提出ください。

① 認定資格を失うことになる事象が発生した場合

② 認定を受けた業種区分の全部又は一部を取り下げる場合

③ 基本情報（様式 3-1 に記載した内容）及び営業所情報（様式 3-5 に記載した内容）に変更が生じた場合

※詳しくは、後日お知らせする『令和９・１０年度変更届のご案内（調査等）』をご確認ください。

【電子入札システムへの登録のお願い】

東日本高速道路株式会社の電子入札システムでは、「電子入札コアシステム」を採用しています。当社の電子入札システムの利用にあたっては、事前に「利用者登録」の手続きが必要となりますので、「利用者登録」が未了の方は、当社電子入札システムへの「利用者登録」手続きをお願いします。

＜電子入札システムについてはこちらをご参照ください＞

https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/

申請書類の事前チェック

以下の内容については、申請時に修正や差し替えが多い点です。申請書類を提出する前に事前チェックをお願いします。

チェック	様式等	項　　目
	様式３－１	「01 区分」のいずれかが選択されていますか。
	様式３－１	「業者コード」欄に過去に交付されたコード番号（10 桁）が記入されていますか。 （例：1000012345） ※「01 区分」で『新規』『合併等』を選択した場合は記載不要です。
	様式３－１	「年月日」は申請書の提出日（メール送信日）が記入されていますか。
	様式３－１	「本社(店)住所」のフリガナは、都道府県名を省略して記入されていますか。 また、丁目・番地は、「－（ハイフン）」で省略して記入されていますか。
	様式３－２	「⑤申請希望」欄には、希望する業種区分に対して○印が記入されていますか。 また、○印の合計数は申請希望業種数と一致していますか。
	様式３－２	「④直前２ヶ年間の年間平均実績高」欄では、②と③の両決算の合計を２で除して得た数値を記入していますか。また千円未満は四捨五入されていますか。 ※合計欄は縦の金額の合計となっていますか。
	様式３－２	「⑤申請希望」欄で次の業種区分に○印を付す場合、下記の登録証明書を添付していますか。 ◇測量 ・・・・・・・・ 測量業者登録証明書 ◇建築設計 ・・・・ 建築士事務所登録証明書
	様式３－２	実績高には、消費税を含まない金額が記入されていますか。
	様式３－３	「建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者並びに計量証明事業者の登録部門」欄には、登録を受けている事業のみ「○」を記入していますか。また、「○」を記入している場合、登録証明書の写しは添付されていますか。
	添付書類	「事業上必要な登録証明書の写し」は、証明年月日が申請書類提出時以前で３ヶ月以内のものが添付されていますか。 【測量業者、計量証明事業者、建築士事務所、不動産鑑定業者等】
	添付書類	納税証明書その２に加えその３、その３の２又はその３の３のいずれかの写しは添付されていますか。
	申請書類一式	申請書類は PDF 形式で 1 つのファイルにまとめてありますか。 なお、ZIP 形式による提出は、当社のセキュリティ上、受け付けておりません。 ※添付書類のデータサイズが 15MB を超える場合は、添付書類を複数メールに分けて提出してください。